

計画主体名	長野県、伊那市		
計画期間	H27～H31	総事業費（交付金）	150,000千円（75,000千円）
実施期間	H27～H31		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」を目標としており、農業用排水施設及び農業用道路の整備保全により生産条件が整備され機能が確保された農地面積の増加が図られることとなり、農家の定住を促進することが可能となる。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画は、「伊那市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」、「第一次伊那市総合計画」等に基づいた計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	関係受益者及び地域住民に事業概要を説明し、意見要望を計画に反映し、本計画を作成している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	説明会には女性の参加を呼びかけ、意見を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	受益者及び関係区で構成された事業推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業用排水施設の整備保全は、目標及び事業活用活性化計画とした定住促進を図るための事業であり、条件整備され機能が確保された農地面積を増加させる計画である。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間はH27～H31（5年）であり、適切である。 ※基本的な方針：原則として3年から5年程度 実施期間はH27～H31（5年）であり、適切である。 ※実施要領：5年を限度として実施することができる
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額は、実施要綱・要領に定める交付額算定交付率に基づき算定している。（年度別事業実施計画による）

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に改良を予定している未実施の事業である。
土木・建築構造等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	施設の構造は土地改良事業計画設計基準など諸基準に則った検討を行う。また、施工にあたっては段階確認等を適切に行うとともに、市の管理基準等により管理を行うこととしている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数表等に関する省令の別表1により次の耐用年数とする。 コンクリート水路：40年 コンクリート二次製品：標準耐用年数20～40年 水路ゲート：30年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	土地改良事業であるため、「新たな土地改良の効果算定マニュアル」に基づき算定している。 ・ 作物生産効果 ・ 維持管理費節減効果等
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	1.52 ≥ 1.0
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	手良地区土地改良事業計画に基づき事業を実施するものであり、事業規模は63.7haで要件の5ha以上を満たしている。また、農業用排水施設等の整備・保全が見込まれることから、要件を満たしている。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業地区は公共的施設整備に位置付けられる内容となっており、個人に対する交付ではなく、目的外使用の恐れも無いものとなっている。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	計画に即した事業費を農林水産省土地改良工事積算基準により積み上げている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	幹線水路の改修は全面改修するのではなく、底部と側面の一部を打ち増しする、水路基礎や管理道路式砂利に再生材を利用するなどコストの縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存の農業用排水施設の整備であり、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存施設の改修整備であるため、施設用地は確保されている。また、管理道路部の隣接農地については、受益者から用地買収について同意を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業主体の負担について、適切に資金調達計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	事業実施主体において入札基準等を設定しており、適切に行われる予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	従来どおり、市及び土地改良区等により適切に維持管理が行われる予定である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。